

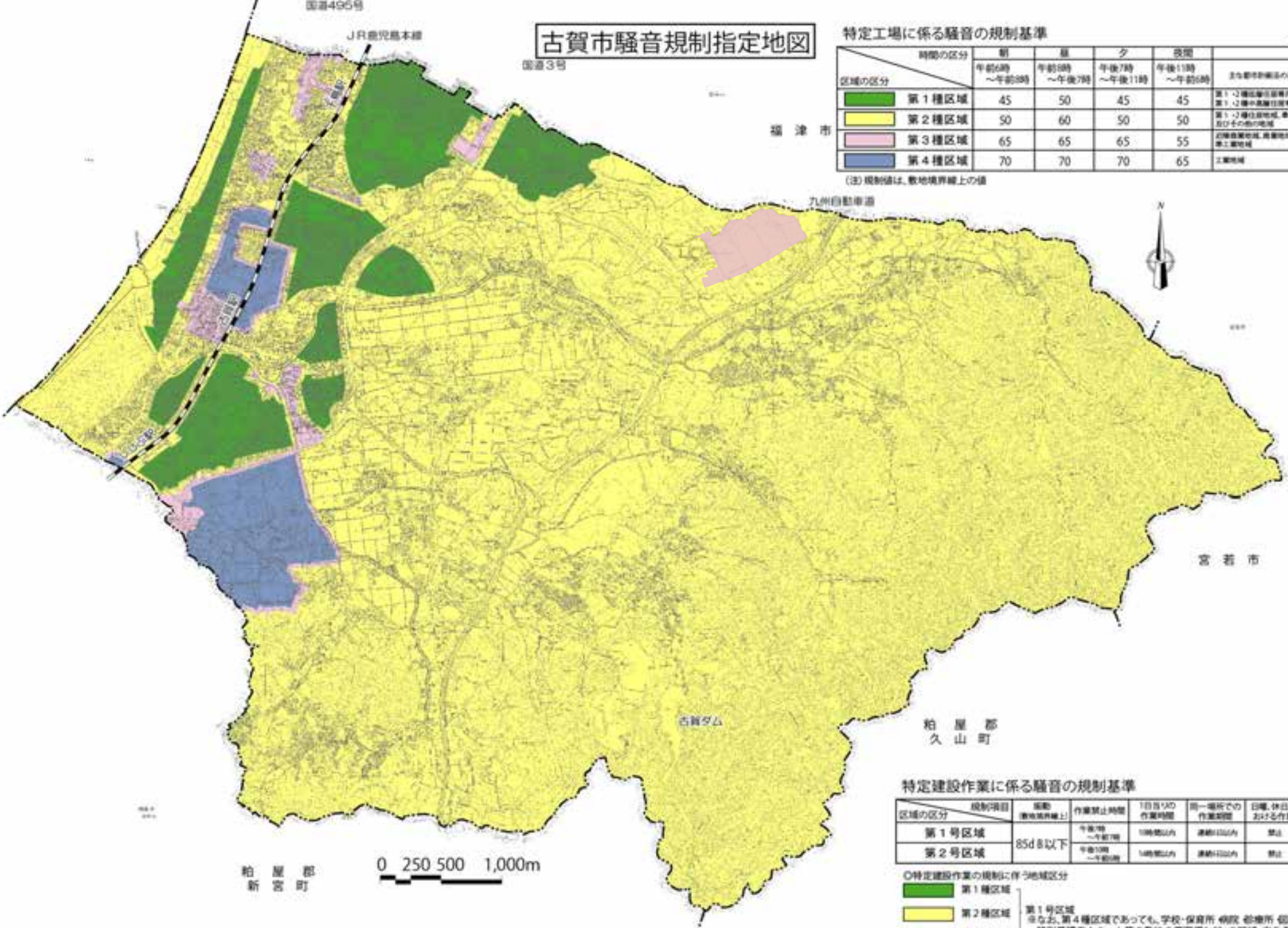
古賀市騒音規制指定地図

特定工場に係る騒音の規制基準

[単位 dB]

区域の区分	時間の区分				注
	朝 午前6時 ～午前8時	昼 午前8時 ～午後7時	夕 午後7時 ～午後11時	夜間 午後11時 ～午前6時	
第1種区域	45	50	45	45	第1種建設作業規制区域 第1種中規模自動車集積区域
第2種区域	50	60	50	50	第1種建設作業規制区域、建設集積区域、及びその他の区域
第3種区域	65	65	65	55	沿線集積区域、商業集積区域及び工業集積区域
第4種区域	70	70	70	65	工業集積区域

(注) 規制値は、敷地境界線上の値



特定建設作業に係る騒音の規制基準

区域の区分	規制項目 騒音 (敷地境界線上)	作業禁止時間	1日1回 の作業時間	同一場所での 作業回数	日曜、休日 における作業
第1号区域		午前7時 ～午前7時	10時間以内	連続3回以内	禁止
第2号区域		午前7時 ～午前7時	14時間以内	連続3回以内	禁止

- 特定建設作業の規制に伴う地域区分
- 第1種区域
 - 第2種区域
 - 第3種区域
 - 第4種区域
- 第1号区域
※なお、第4種区域であっても、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム等の敷地の周囲概ね50mの区域 内を含む
- 第2号区域